

V 保健管理センター概要

1. 金沢大学保健管センター規程

(昭和 51 年 10 月 22 日)
金沢大学規程第 472 号

(目的)

第 1 条 金沢大学保健管理センター（以下「センター」という。）は、金沢大学学生の健康管理に関する業務を行うことを目的とする。

(業務)

第 2 条 センターは、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置
- (2) 健康相談及び健康指導
- (3) 精神衛生に関する助言相談
- (4) カウンセリング
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防についての指導
- (6) 保健管理に関する調査研究
- (7) その他健康の保持増進についての必要な事項

(職員)

第 3 条 保健管理センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 助教授
- (4) 学校医
- (5) 技術職員

2. センターに非常勤職員を置くことができる。

(所長)

第 4 条 所長は、金沢大学専任教授のうちから金沢大学保健管理センター管理委員の議を経て学長は選考する。

2. 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所長の任務)

第 5 条 所長は、センターの業務を掌理する。

(管理委員会)

第 6 条 センターに管理委員を置く。

2. 管理委員会に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 センターに運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、センターに関し次の事項を審議する。

- (1) センターの年間業務計画に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他運営に関し所長が必要と認める事項

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターの教官
- (3) 学校医
- (4) 学生部長
- (5) 各学部教養部及び医療技術短期大学部から選出された教官各1名
- (6) 学生部次長
- (7) 学生課長
- (8) 厚生課長

2. 運営委員会の委員長は、所長とする。

3. 第1項第5号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会議)

第9条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。
- 3. 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4. 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(分室)

第10条 必要があるときは、センターの分室を置くことができる。

(事務処理)

第11条 センターの事務は、学生部厚生課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるものほか、センターの運営並びに所管業務に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、昭和51年10月22日から施行し、第4条第2項及び第8条第3項については昭和52

年4月1日から適用する。

2. 金沢大学保健管理センター規程（昭和44年9月26日金沢大学規程第253号）は廃止する。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

2. この規程による改正後の金沢大学保健管理センター規程により最初に選出される医療技術短期大学部の委員の任期は、同規程第8条第3項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

附 則

この規程は、昭和55年4月4日から施行する。

2. 金沢大学保健管理センター管理委員会規程

昭和44年9月26日
(
金沢大学規程第254号

(設置)

第1条 金沢大学に学生の保健管理センターに関する重要事項を審議するため、金沢大学保健管理センター管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 保健管理センターの所長および教官の選考に関すること。

(2) その他保健管理センターに関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 各学部長・教養部長・医学部附属病院長及び医療技術短期大学部主事

(3) 事務局長

(4) 学生部長

(5) 保健管理センターの所長

2. 前条第1号に規定する事項を審議する場合は、前項第3号にかかる者は除く。

(会議)

第4条 委員会の委員長は、学長をもってあてる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4. 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

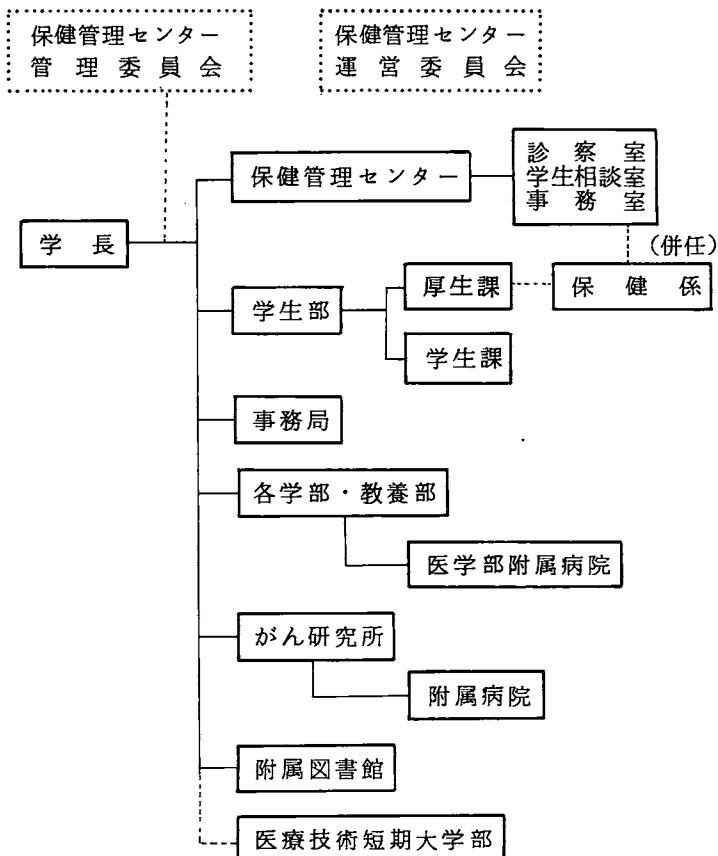
附 則

この規程は、昭和44年9月26日から施行する。

附 則

1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この規程による改正後の金沢大学保健管理センター規程により最初に選出される医療技術短期大学部の委員の任期は、同規程第8条第3項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

3. 組織図



4. 保健管理センター管理委員会

S 59.5.1 現在

5. 保健管理センター運営委員会

S 59.5.1 現在

委員長	セントラ一一所長	野村	進憲
委員	セントラ一教授	元木	田場
"	セントラ一助教授	川東	深志
"	学校医	宮腰	範嗣
"	"	小西	正久
"	"	津川	一朗
"	"	佐久	洋三
"	学生部長	々木	吉男
"	文学部助教授	久保	功功
"	教育学部助教授	舛田野	二隆
"	法学部助教授	鹿島	正裕
"	経済学部助教授	海野	八尋

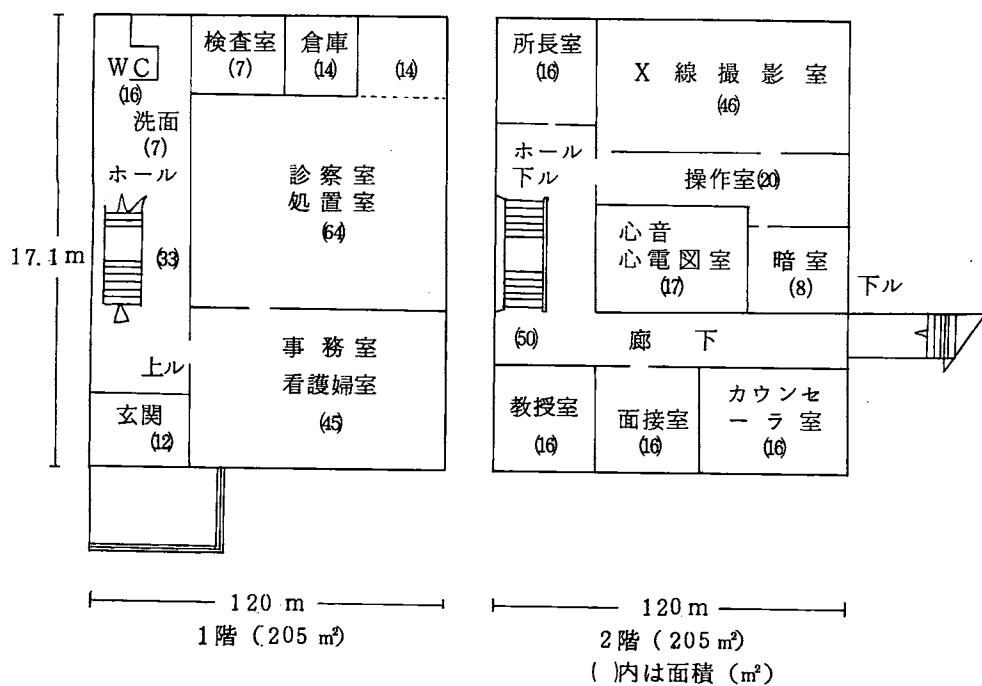
委 員	理 学 部 助 手	梅 鉢 幸	重
"	医 学 部 教 授	高 島 幸	力 吾
"	薬 学 部 助 教 授	安 田 信	勇 二 郎
"	工 学 部 教 授	林 哲	夫 夫
"	教 養 部 助 教 授	沼 谷 一	健 義
"	医療技術短期大学部教授	本 中 正	久 雄
"	学 生 部 次 長	田 関 久	
"	学 生 課 長	根 伸	
"	厚 生 課 長	仲	

6. 保健管理センター職員

S 10.1 現在

セ セン ター 専 任 職 員 ・ 併 任 職 員				
官 職	氏 名			備 考
所 長	野 村 進			任期 S 59. 4. 2 ~ 61. 3. 31
教 授	元 田 憲			専任
助 教 授	木 場 深 志			"
技 行 官	中 越 伸 子			" (看護婦)
厚 生 課 保 健 係 長	番 匠 泰 一			併任
保 健 係				
業 務 主 任	山 本 明 夫			"
保 健 係 技 官	赤 池 幸 子			" (准看護婦)
非 常 勤 讲 师 等				
学 校 医	川 東 正 範			保健管理センター 宝町地区担当
"	宮 腰 久 嗣			工学部担当
"	津 川 洋 三			城内地区担当
"	小 西 一 朗			
非 常 勤 讲 师	対 馬 忠 忠			教育学部教授
"	真 行 寺 功			"
"	多 田 治 夫			教養部教授
"	倉 地 正 佳			医学部助教授
診 療 放 射 線 技 师	南 純 次			

7. 保健管理センター平面図



8. 主要設備

設備名	数量	設備名	数量
X線撮影装置(直接)	1台	視野計	1台
" (間接)	1	検眼鏡(眼底検査用)	1
X線フィルム自動現像装置	1	オージオメーター	1
" 複写装置	1	自動血球計算機	1式
シャーカステン	4	白血球自動分類計算機	1
心電計	1	疾病診断補助早見機	1
心音心電計	1	血液標本自動染色装置	1
クリニカル脳波計	1	純水製造装置	1
自動肺機能検査機	1	顕微鏡	1
尿自動分析器	2	遠心器	1
血圧計(自動血圧計5台)	8	孵卵器	1
視力測定装置	6	デジタル身長計	1
フリッカービル值測定装置	1	全自动身長体重計	1

設 備 名	数 量	設 備 名	数 量
座 高 計	1 台	カラービデオカメラ	1 台
背 筋 力 計	1	テープレコーダー(カセットコーダー含)	5
肺 活 量 計	1	男子解剖模型	1
握 力 計	1	人体内臓心肺模型	1
体 重 計	3	人体骨格模型	1
電 子 体 温 計	3	パナコピ一機	1
寝 台	5	乾式複写機	1
診 察 台	2	暗写ファックス	1
バイオトレーナー	1 式	輪転	1
スライド電子シャッター	2	タイプライター(内和文1台)	2
担 架	4	電子計算機一式	3組
映 写 機 (スライド8mm含)	4	分類集計機(パスキーⅢA)	1式
ポラロイドカメラ	1	作図機(グラフメイト)	2
カラーテレビジョン	1	冷蔵庫	2
カラービデオテープレコーダー	1		

9. 年間業務

区分 月	事 項	内 容	対 象
4月	◦新入生健康診断書作成	定期健康診断準備	新入生 学部学生
5月	◦定期健康診断	X線間接撮影、内科、眼科、皮膚科、耳鼻科の諸検診 身長、体重、胸囲、血圧、検尿、視力、色覚検査(1年生のみ) X線間接撮影、血圧、検尿 (35才以上)	全学生 教職員
	◦特別健康診断	血液検査	学生・教職員 (X線取扱者)
6月	◦定期健康診断再検査	X線直接撮影、血圧、検尿、心電図、内科の諸検診	学生・教職員
	◦特別健康診断	血液検査 皮膚検査	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)

区分 月	事項	内 容	対象
7月	・特別健康診断	視力、視野、聴力、自覚症状、平衡機能、血圧、検尿の諸検査	職員 (ボイラー技士、タイピスト、守衛、電話交換手、自動車運転手、調理士、栄養士及び動物飼育係)
8月	・入学志願者健康診断	健康診断書類審査 (要精密検診者については別途診断)	大学院 入学志願者
9月	・入学志願者健康診断	健康診断書類審査 (要精密検診者については別途診断)	大学院 入学志願者
	・特別健康診断	皮膚検診	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
11月	・定期健康診断	X線直接撮影、血圧、検尿、心電図、内科の諸検診	定期健診未受診者 要精検者
	・特別健康診断	血液検査	学生・教職員 (X線取扱者)
12月	・特別健康診断	視力、視野、聴力、自覚症状、平衡機能、血圧、検尿の諸検査	職員 (ボイラー技士、タイピスト、守衛、電話交換手、自動車運転手、調理士、栄養士及び動物飼育係)
	・特別健康診断	血液検査	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
1月	・特別健康診断	皮膚検診	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)
2月	・入学志願者健康診断	健康診断書類審査 (要精密検診者については別途診断)	大学院 入学志願者
	・入学志願者健康診断	精神的健康増進のための合宿指導	学部 入学志願者
	・合宿研修		希望学生
	・入学志願者健康診断	精密健康診断	要精検者(学部 入学志願者)
3月		内科、眼科、皮膚科、耳鼻科、整形外科、精神科	
	・特別健康診断	皮膚検査	学生・教職員 (放射線同位元素取扱者)

上記以外隨時実施しているもの。

- (1)救急措置 (2)要観察者、職員採用時健康診断 (3)課外活動団体、希望学生健診 (4)血圧測定・検尿検査 (5)健康相談、学生相談図書貸出 (6)診断書・証明書発行 (7)救急箱貸出 (8)宝町分室(火・水・木)